



環境・くらし

もったいない！減らそう！食品ロス

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111（内線3306）

「30・10（さんまる・いちまる）運動を実践しよう！」

「30・10運動」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）を減らすために、

家庭での食品の管理や外食のときの食べきりまたは持ち帰りを推進する運動のことです。

■家庭で実践！

○毎月10日・30日に冷蔵庫の中身を確認・整理して、傷みやすいものや、消費期限の近いものから使い切る。

○買い物の中には買い過ぎないように、食べる量を購入する。

○料理は食べきれぬ量を作る。

○野菜の皮や茎を使った料理や残った料理をアレンジするなど食材を上手に使う。

■外食で実践！

○外食のときは適量注文を心がけ、料理が残ってしまったら十分に加熱された料理などは持ち帰りができるのかをお店の方に確認しましょう。

※刺身などの生ものは避け、衛生面には十分注意しましょう。

○宴会のときは開始30分間はし

的遅い食品に表示されている

「おいしく食べられる期限」

であり、それを超えてもすぐに食べられなくなるわけではありません。賞味期限を超えた食品は、見た目や臭いなど個別に判断しましょう。

○消費期限：品質の劣化が早い食品に表示されている「食べなくても安全な期限」のことです。期限を過ぎたものは食べないようにしましょう。



お知らせ 都市計画区域マスタープランの公聴会を開催

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111（内線5103）

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」の作成にあたり、住民の皆様からご意見をいただくため、下記のとおり公聴会を開催します。

公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べることが出来ます。申出者が多数の場合、意見内容を考慮の上、代表者を選定させていただきます。

なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

▼日時 令和3年1月20日(水)

午前10時30分～

▼場所 伊奈庁舎2階会議室1

▼公述申出方法 意見を述べる

ことを希望する方は、公述申出期間内に公述申出書を提出してください。（※公述申出書の様式は閲覧場所および茨城県都市計画課ホームページにあります。）

▼公述申出期間 令和3年1月4日(月)～13日(水)

※閉庁日を除く

▼原案の閲覧場所およびお問い合わせ先 県土木部都市局

都市計画課 ☎029・3014592

市都市計画課 ☎58・2111

※公述申出期間中のみ閲覧できます。



お知らせ 「災害廃棄物処理計画」市民説明会を開催します

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58・2111（内線3306）

市では、「災害廃棄物処理計画」の策定作業を進めていきます。

市役所伊奈庁舎2階 第1会議室 午後1時～

○市役所伊奈庁舎2階 第1会議室 午後1時～

○12月20日(日)

参加ご希望の方は、開催日当日に会場までご来場ください。

対し、計画について説明会を開催いたします。

「災害廃棄物処理計画」とは、近年全国各地で発生・激甚化している水害や地震などの大規模災害が起きた時に、大量に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、廃棄物をどのように収集・運搬・処理を行うのかをあらかじめ計画したものです。

今回、「つくばみらい市災害廃棄物処理計画」の素案を作成しましたので、市民の皆さんに

今年、「つくばみらい市災害廃棄物処理計画」の素案を作成しましたので、市民の皆さんに

令和3年つくばみらい市 新春の集いは 中止となりました

毎年1月に開催していましたが「つくばみらい市新春の集い」(賀詞交換会)は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑みて中止することといたしました。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

問 市新春の集い世話人会事務局

(伊奈庁舎秘書広報課内)

☎58-2111 (内線1103)